

第6章

中国金融市场の多重制

はじめに

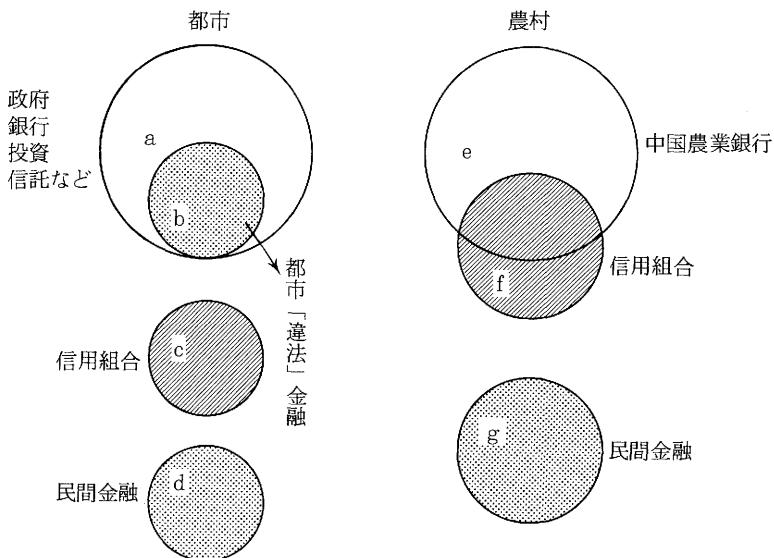
1956年頃から79年前後の約20有余年、金融は財政の記帳係、企業間決済の記帳係にすぎなかった。資本主義経済でみられるような価値増殖・保有機能やマクロ経済コントロール機能はもっていなかった。1979年の経済改革以後、このような金融機能に、資本主義社会の中の金融機能をもたせることをめざした諸改革が開始された。

改革後10年経過した段階で、この金融改革は今なお、過渡期の中にある。したがって、1979年の行政により金融をすべて決定していた時期の要素、1949年以前の高利貸や各種無尽、頼母子講の類、その上に資本主義社会の金融要素が錯綜して共存するようになった。本稿はその情況を素描するものである。

政府の統制力の強さを基準に、1985年以後に成立した金融の類層は第1図のように描ける。1978年以前との比較では、都市のbcd、農村のgが発生した点にある。おそらく、78年以前でも、部分的には存在していたと思われるが、顕在化はしていなかった。ところが、1980年代初期にはgが急速に成長、金融制度の改革とともに、b、cが増大し、今日にいたっている。その勢力は次第にa、eを変化させているように思われる。

以上の点を、金融制度や利子の変遷から明らかにする。

第1図 政府統制度からみた金融構造

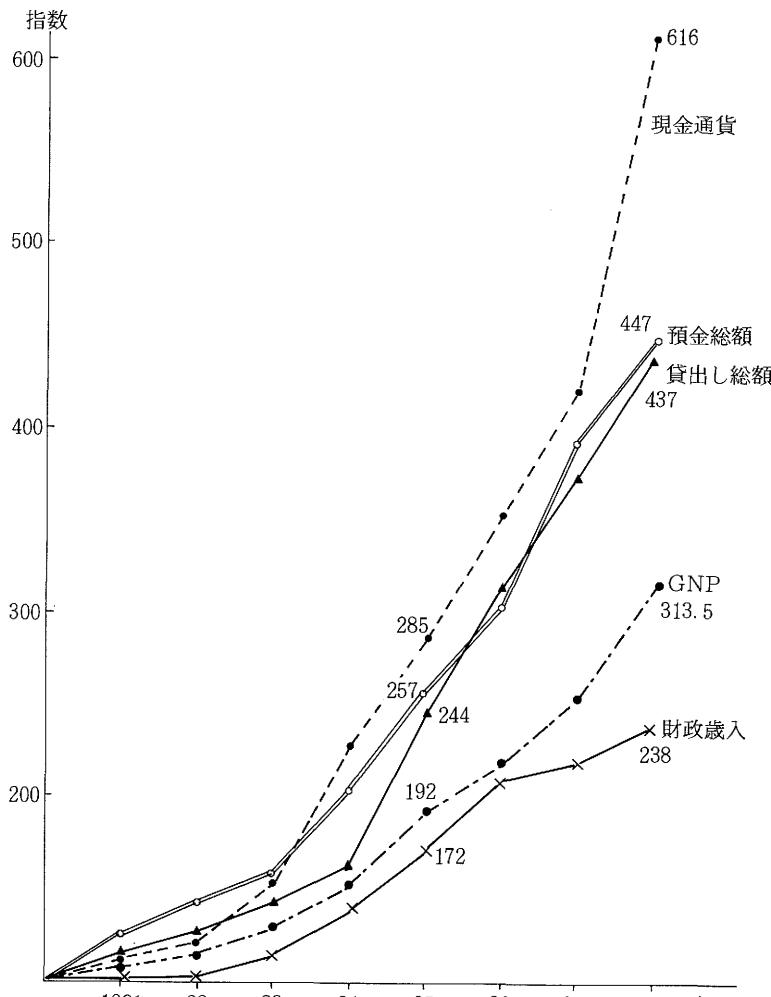


第1節 国民経済の中における金融の地位

経済改革は財中心の経済を商品経済に組みかえることを目指してきた。それにもともない、金融の役割が全経済の中できわめて大きくなつたことが第2図から読みとれる。それに比して財政の比重が相対的に低下した。GNPが1988年に比して3.1倍に増加したのに対し、融資残高は4.5倍近くまではねあがつた。財政歳入額の方は2.4倍にすぎない。

この最も大きな原因は、従来財政から企業に支出されていたかなりの部分が銀行融資に切りかえられたことにある。経済改革以前の制度では、国営企業の設備投資のほぼ全額と流動資金の70%までは財政支出によりまかなわれていた。それが、1983年7月からまず流動資金が全面的に銀行融資に切り

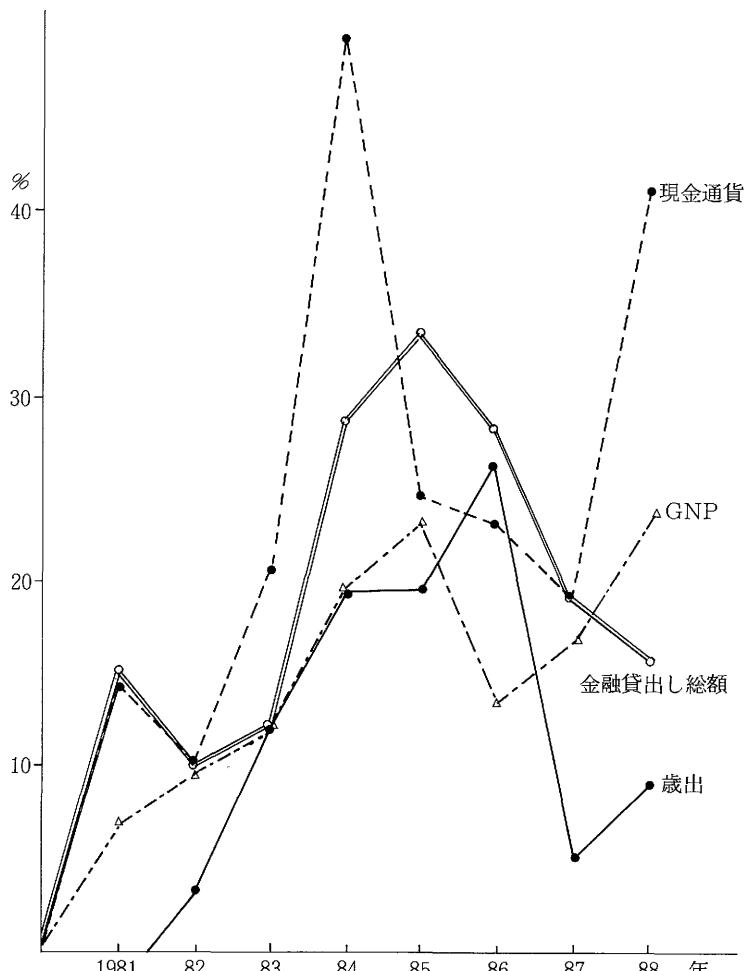
第2図 金融部門の急増 (1980=100)



(注) いずれも当年価格

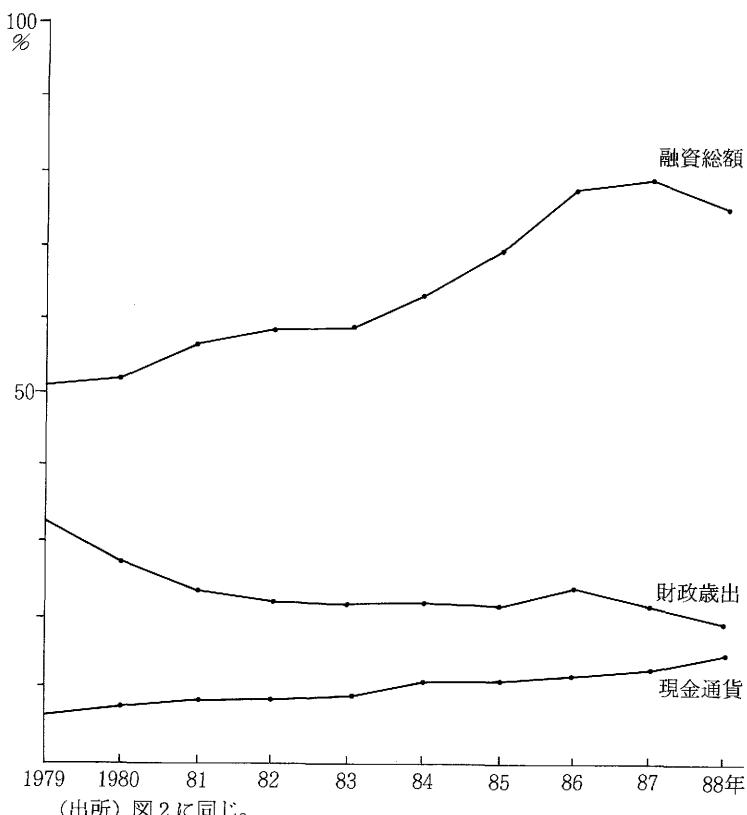
(出所)『中国統計年鑑』1989年版, 28, 657, 679ページより作成。

第3図 融資総額・現金通貨の年増大率とGNP・財政歳出の伸びとの比較
(1980年 = 100)



(出所) 図2と同じ。

第4図 融資総額・歳出・現金通量の対 GNP 比



(出所) 図2に同じ。

かえられた。次に、設備投資については、1979年から銀行の中・長期設備融資が開始された。これが全面的になるのが1985年からである。1979年8月に設立された人民建設銀行が新規の設備投資を1985年から取り扱うようになったことによる。それまでは財政支出による設備投資の記帳係りにすぎなかつた。

第2の理由は、この制度変革以後、銀行による積極的な融資活動が金融機

能の増大をもたらした。第3図はGNP、財政歳出、融資残高、現金通貨の4項目の対前年増大率を示したものである。この図から、1983年まではGNPと融資残高とはパラレルに成長しているが、1984年から87年までは、融資残高の伸びがGNPをはるかに超えていることがわかる。1984、85年は経済過熱期で、これをもたらしたのが、銀行融資であった。銀行が営業性の性格を濃厚に持ち始めたのがこの時期からである。1988年も経済過熱であったが、この年は、人民銀行の通貨発行が主たる要因であることが読みとれる。

中国経済全体を動かす動力が財政から金融に移行しつつあることは、さらに、第4図で示される。この図は、GNPに対する融資残高、財政支出、現金通貨量の比を示しているが、1979年、財政支出額はGNPに対し、32%近かったが、1988年には20%を切った。これに対し、融資残高の比は51%から80%近くへと急増している。

この図に記録されている融資残高は、図のabcfで、都市農村の民間金融部分は包摂されていない。のちに述べるが、この部分を加えると、国民経済に占める金融の資金運用額はさらに大きくなる。

以上のマクロデーターから、1979年以後10年の経済改革期は、財政主導経済から金融主導経済へと移行しつつあるといえよう。

第2節 金融機構の再編

金融主導型の経済への移行は当然、それ以前の金融機構を大きくかえてきた。10年間の再編は大きく分けて2段階に分けられる。1980年代前半と後半である。第1段階は、単一銀行制から政府専門銀行制への移行期、第2段階は、政府専門銀行制から多様な金融機構の誕生期といえよう。

1. 単一銀行制から政府複数専門銀行制へ

1950年代、私的な金融機構を全面的に国有または集団所有に改編しつつ、ソ連の諸制度を導入した際には政府複数専門銀行制の方向をめざした。しかし、50年代末から、人民銀行1行制に移行し、その制度を確立した。農村の信用組合は集団所有制であったが、実質的には人民銀行の農村金融部門の一元的支配になっていた。これを、1979年から改め始めた。第5図のとおりである。

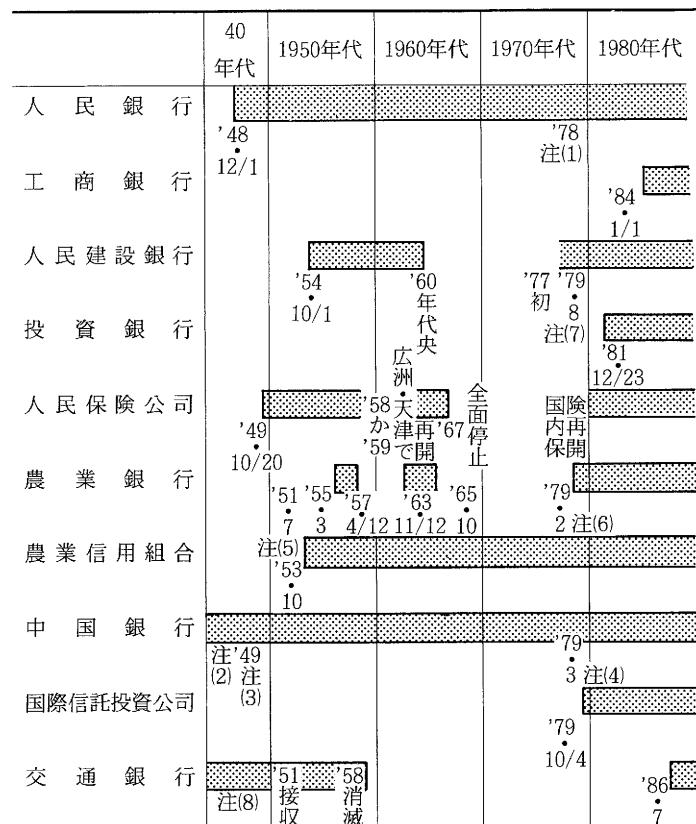
まず、人民銀行の商工業担当部局を工商銀行として、農村部局を農業銀行に、新規設備投資と一般設備投資を扱うものとして建設銀行を設立した。さらに、保険業務担当部局を人民保険公司として回復した。外国からの投資を担当する専門銀行として、国際信託投資公司を設立した。

以上の組織改革は、従来の人民銀行を資本主義国の中銀の機能に限定することになったことは説明を要しない。

集団所有制の農村信用組合は、人民銀行の一元的支配におかれ、独自の営業権をもっていなかった。農業銀行が人民銀行から独立して以後は、これに支配されていた。この状態をかえ、信用組合の企業性の回復が行われた。営業権の一部を取得した。

画期的な改革は1986年7月の交通銀行の設立である。これは私的資金に入った株式銀行である。ただ、私的資金が入っているといっても、人民銀行が50%の株を保有、地方自治体・団体・企業が他の40%を、個人の株保有は10%に限定されている。さらに、特定個人が保有できる株数は20株(1株500元)までと制限されている。準政府銀行といえよう。にもかかわらず画期的というのは、1つは株式銀行であること、2つめに、業務の範囲が無限定であること、3つめは担当地域が無限定であることである。他の政府専門銀行は、業務と地域について一応の限定がある。たとえば、工商銀行は都市(県の首都以上)の商工業者への融資が中心である。農業銀行は農村部、中国銀行

第5図 単一銀行制から複数専門銀行制へ



(注) (1)国務院構成機関に昇格 (2)1912年設立 (3)外為専門銀行に
 (4)国務院直属機構となる (5)農業合作銀行成立 (6)国務院直属
 機構となる (7)国務院直属機構となる (8)1908年設立

(出所) 小島麗逸編『中国経済統計・経済法解説』アジア経済研究所,
 1989年, 60ページ。

は外貨業務に特化している。さらに、建設銀行は国営部門の設備投資を対象としている。交通銀行の成長をみて、他の政府専門銀行を将来、企業化した銀行に改組してゆく実験銀行の意味あいが付与されていた。

以上が主要な改革点である。しかし、事態は政府が予想したより急速に進んでいった。

2. 多様な金融機関の発展期

1986年1月、國務院は中華人民共和国銀行管理暫行条例を公布した⁽¹⁾。この条例は、それまでの金融制度改革を固定化し、すでに存在していた、準民間・民間金融機構の発展に歯止めをかける目的があったように思われる。

まず、専門銀行の業務範囲については第15条でいう。この条項は、専門銀行の分行（省・市レベルのもの）支行（県および市レベルのもの）の設立には、4条件が必要であるが、その2つめは、専門銀行の業務範囲に符合した場合と規定されている。さらに、第26条では、専門銀行は独立した信託投資公司を設立してはならないと規定されている。

第4条は、非金融機構が金融業務を行うことを一切禁止している。また、第28条は「地方各級自治体は地方銀行を設立してはならない。個人は銀行及びその他の金融機構を設立したり、金融業務を行ってはならない」と規定している。

ところが、まさに1985年前後から、これらの条項に違反した形の各種信託投資公司の設立や、非金融機関の金融業務が全国規模で出現した。

(1) 専門銀行の業務と担当地域の拡大

第1表は『中国統計年鑑』(1989年版)に掲載された政府専門銀行の機構数の変化表である。◎印をつけてあるのが、過去2、3年で急速に増加した機構数を示す。工商銀行では市分行、都市郊外弁事所、信託投資公司。中国銀行では、分行、支行、弁事所。中国建設銀行では県支行、投資銀行、コンサ

第1表 工商銀行機構数変遷

	1985	1986	1987	1988
総 計	3,330	3,367	3,454	3,636
本 行	1	1	1	1
分 行	27	28	28	29
◎市(分)行	147	152	155	170
中 心 支 行	155	153	151	143
県(市)行	2,030	2,040	2,043	2,059
◎都市郊外弁事処	773	823	847	892
分 理 処	1	—		2
集 鎮 弁 事 処	4	2	2	
貯 蓄 所	23	20	9	8
◎信託投資公司	29	24	68	106

(出所)『中国統計年鑑』各年版。

第2表 中国銀行

	1986	1987	1988
総 計	333	428	959
本 行	1	1	1
管轄分行	31	31	32
◎分 行	34	46	83
支 行	177	249	564
弁 事 所	90	101	279

(出所) 第1表に同じ。

第3表 中国建設銀行

	1986	1987	1988
総 計	2,993	3,040	3,293
本 行	3	1	1
分 行	55	29	30
計画單列市分行	18	11	10
中 心 支 行	514	438	456
◎県 支 行	2,372	2,532	2,643
投 資 銀 行			24
コンサルタント会社			9
信 託 公 司			170

(出所) 表1に同じ。

ルタント会社、信託公司。中国農業銀行では営業所、貯蓄所、信託投資公司が急増している。

特徴は2つ。1つは、信託投資公司をいずれも設けたことである。すでに述べた銀行管理条例26条では、専門銀行は独立した信託投資公司をもってはならないことになっている。独立させた場合には、人民銀行の管理をうけることになっており、専門銀行から離れる。専門銀行配下にある場合には、収益はすべて同銀行の中で統一して記帳されることになっている。表に列挙されている信託投資公司はおそらく、独立法人としてではないと思われるが、それでも各行とも競って設立していることがわかる。

他の1つの特徴は、県級自治体に設立されていた支行の増加が目立つ。これは地域的拡張を求めて行われたものである。

2つの特徴から業務上、地域上の住み分けがくずれ、都市商工業者を担当する工商業銀行が農村部に、農村部を担当してきた農業銀行が都市部に進出するという情況がみられる。事実、筆者は上海市街区に農業銀行の営業所があるのを観察している。

実際はこの統計以上に、末端の営業所は業務と地域の分業範囲を超えてい るようである。次の資料を引用しよう。

「貯蓄所のネットワークを設立計画をしっかりつくり、合理的に発展させる必要がある。1989年以来、各地の専門銀行の末端貯蓄所ネットワークの設立は急速で、一部の中小都市では過密状態になっている。700メートルの街道にじつに5つの貯蓄所があるところがある。……」⁽²⁾

「現在までに、貯蓄所を12,700ヶ所設立した。同時に、かなりの連絡協力所及び代行所も設立し、基本的に全国都市に貯蓄所ネットワークをつくりあげた」⁽³⁾

これは、建設銀行副頭取周漢栄の言葉である。第3表の建設銀行支店網表にはこれは入っていない。国家統計局に報告され、公表される数字とはかくも大きく相違している。

「広東省の1988年末の統計によると、同省に進出している政府専門銀行

第4表 中国農業銀行

	1981	1984	1985	1986	1987	1988
総 計	28,974	30,150	32,624	37,879	44,049	50,777
本 行	1	1	1	1	1	1
省 級 分 行	27	27	37	37	39	40
中 心 支 行	293	303	309	298	298	303
県 支 行	2,265	2,268	2,472	2,192	2,186	2,173
中心支行営業部	98	204	149	206	208	246
◎営 業 部	25,259	25,362	26,156	28,297	28,947	30,045
◎貯 蓄 所	199	756	2,158	6,342	11,733	17,182
国営農場弁事所	789	1,076	1,169	297		
◎信 託 投 資 公 司				22	101	147

(出所) 表1と同じ。

の各種の分店支店の数は 18,385 に達した。その中、1987 年以降に新設されたもの 534 カ所。貯蓄所になるとさらに多い。1988 年末には信用組合を除く 4 大政府専門銀行の貯蓄所数は 4200、内 1987 年以後に増設されたもの 2330 で、55.5% を占める。このような銀行支店網作りは「農業銀行が都市に進出し、工商銀行が農村にやって来、建設銀行がその壁を破り、中国銀行は陸に上がり（外国為替業務から国内金融業務を行うこと——訳注）交通銀行は拡張を続ける」という情況が出現した。⁽⁴⁾

政府専門銀行間を競争させて、銀行に企業性をもたせるという改革の意図は支店網作りの過当競争を生んでいることがわかる。支店網設立がどのような形で行われているかを分析しないとはっきりとはいえないが、通常の資本主義経済なら銀行の利益を著しく圧迫する。民家や商店の角の一部を若干改造し、専従者を置かない程度のものなら、それほど営業成績にマイナスにはならないが、新たな店舗を設立したり、行員の増加をはかったりすれば確実に、コスト上昇になろう。

1989 年、経済の水ぶくれを整頓する政策の中で、このような情況を反省する声が出はじめている。次の発言はそのひとつである。

「人民銀行の批准を経ずに、各専門銀行は営業分担の範囲をこえ、あれや

これやの業務をやり、分支店を設立してはならない。すでに従来の業務範囲をこえたり設立した分支店は整理すべきである。工商銀行が県首都以下の都市に設立した分支店や業務は原則として農業銀行に渡すべきである。県首都とそれ以上に設立された農業銀行の分支店は閉鎖するか工商銀行に譲るべきである。」⁽⁵⁾

すでに述べたように、交通銀行は地域と業務範囲を無限定に営業することになっており、これが他の政府専門銀行の方向であった。数年の実践ののち、過当競争の故にこの方針は修正されようとしている。

(2) 非金融機構の金融業務

銀行条例では第4条で、非金融機構の金融業務はいっさい禁止している。しかし、実際にはおびただしい数の非金融機構設立の金融会社が80年代後半には設立された模様である。

「地方政府、中央政府省庁、企業、非営利事業体が勝手に、融資、信託、保険等の金融業務を行い、信託投資公司、投資公司やその他の金融機構を設立し、設備投資規模を自前で増やしている。……各級の共産党機構、政府機関、人民大衆団体はいっさい金融業務を扱う公司を設立してはならない。また、党、政府、人民大衆団体の幹部はいっさい、金融業務を行う会社の幹部を兼職してはならない。」⁽⁶⁾

共産党组织や各省庁、労働組合や婦人連合会などの人民団体までが金融会社を作っていること、その数がどのくらいになるかは非合法であるから統計がとられていないようだ。しかし、この引用資料を逆に読むと、共産党的組織と政府そのものが、自らが作成し公布した中華人民共和国銀行管理暫行条例を破って、金儲けに走っていることが知られる。

(1)、(2)の範囲で設立された金融信託投資機構は、1988年末に745に達した。非銀行業金融機関の預金残高は農村信用合作社を含めて2046.6億元、銀行の預金残高の27.4%，融資は1704.74億元銀行融資の16%に達したという。⁽⁷⁾

(3) 民間金融機関の群生

民間金融はまず農村から 1980 年前後、人民公社制度がゆるむにつれて活発になった。農村でのこの金融形態は、辺境で農村信用組合の営業所が少ない地域と商品経済が発達している富裕な地域に、急速に普及した。これはもともと非合法のもので、人民公社時代個人が困窮した場合、生産隊か生産大隊から緊急な援助（主に現物）が行われた。また、個人間の現物貸借があった。しかしこれらは金融組織として成立はしなかった。1980 年以後の農村民間金融は、組織として成立するようになった。友人、知人、親戚の範囲を超えて貸借が行われるようになったからである。

特に、町村企業が 1984、85 年以後、急速に発展し始めたことと、1985 年から従来の農産物供出制が撤廃され、主要農産物だけに対する政府の契約購買制が導入され、農産物市場が各地に出来てからである。これに対する運転資金の融資需要が急速に広がった。次のような資料がある。

「とくに、1985 年以来、各地農村で相互融資活動が澎湃として発展し、農村経済の発展を促進する機能はますます大きくなった。サンプル調査を基にある学者が推計しているが、1985 年農村で集めた資金（町村企業用資金）の額は 200 億元前後に達する。……中央の政策を引き続き貫徹し、農村の民間融資活動の健康な発展を促すことは、農村建設資金問題を解決する大きな力である。」⁽⁸⁾

この資料から 1985 年前後から急速に普及したことと、当時中央当局は農業銀行や農村信用合作社の場外にある金融組織の発展を正式に認めていたことがわかる。

ではその組織はどのようなものがあるのか。これは大部分が旧中国時代に農村にあった民間互助金融組織が第 1 種類。搖会、標会、寺子廟会などがそれである。日本にも戦争直後まであった頼母子講や無尽に相当するものである。第 2 の種類は、郷政府（旧人民公社管理委員会）が資金集めのために率先してつくらせた‘信販服務公司’‘合作基金会’‘農民信用社’などである⁽⁹⁾。これは末端政府の息がかかっているものである。第 3 の種類は、やはり地方自

治体主導ではあるが、投資信託組織である。広東省の佛山市に出現した報告がある⁽¹⁰⁾。その地の農民ばかりでなく、各地からその地へ来る農民からも金を集めて、種々の投資活動を行う。広東省の珠江デルタには、香港マカオから大量の華僑資本が入っているが、この資本の中国側受け手にはおそらくこの種の組織が関与していると考えられる。

第3の組織は農村民間金融組織としては最も近代的な将来展望をもつものといえよう。第1、2の組織も、名称は旧中国のそれを用いているが実態は第3に近いものがあると思われる。

重要なのは農村でこのような従来の制度の枠外の組織が1985年前後から拡がったという点である。つまり、金融制度の改革は上からも底辺からも新しい段階に入ったといえよう。

次に都市における民間金融の発展についてである。これは農村より2～3年遅れ、1986年頃からである。この発展は実は、(1)で書いた専門銀行の支店作りや地方自治的の金融機関作りと深く関係しているようである。

「最近数年、経済過熱による需要と専門銀行の企業化の推進とそれにともなう競争で、各専門銀行は、競って預金を獲得し、資金源を豊富にし、自行の経済利益を求めて、分支店を盛んに設立し、統轄網を拡張した。これと同時に、金融機構と地方政府の局庁の支援のもとに都市信用社が各地で発展した。その数は1600余に達した。」⁽¹¹⁾（傍点引用者）。

この引用文から、専門銀行の系列化と地方自治体の金融機構の掌握運動がよみとれる。

都市信用社の数は別の資料では3265となっている⁽¹²⁾。

(4) 外国銀行の導入

香港華僑資本の銀行は、深圳、上海で支店を設けている。中国政府が許可を与えているのは華僑資本銀行のみで、先進国の銀行営業は許可していない。しかし近い将来、許可されるであろう。営業を許さないと、これ以上の外国民間資本の流入が阻害されるからである。

第3節 金融市場形成の動き

1. ‘違法’ 金融市場の形成

統制が緩み始め、商業経済の浸透とともに各種の‘違法’金融市場が成立した。‘違法’と記するのは、商品経済の発展は必然的に統制を打ち破るので、本来正常な市場であるが、中国政府の統制法規に照らせば、違法であることを示す。

(1) 小金庫（隠し金庫）

これは地方政府や企業の自前の資金調達方法のひとつである。次の資料をみよう。

「一部の地方自治体や企業は、資金が逼迫していることを理由に、上納すべき利潤を切り、脱税を行って、私設の小金庫を作っている。これが政府の土台を掘っている。それでいて、資金不足だといって上級機関に資金を要求し、実情を見極めず、ますます多くの建設プロジェクトを手がけ、資金供給の逼迫に拍車をかけている」⁽¹³⁾

地方自治体や企業のヘソクリではあるが、それに留らない。中央政府財政収入を減らすほど大きくなつた。違法行為なので、小金庫資金がどのくらいになり、経済活動への影響力はどうかを数量的につかむことはむずかしい。しかし、かなり深刻である。

「この数年来、多くの政府機関、団体、企業、非営利事業体が政府の財政法規に違反して、各種の‘小金庫’を設けてきた。これはなかなか止まらない。これが政府財政歳入を減らし、消費を過度に増大させている重要原因のひとつとなっており、奢侈浪費を助長させたのみならず、幹部を腐敗させ、党の姿勢と社会風紀を乱している。」⁽¹⁴⁾

1989年11月14日、国務院は「'小金庫'を調査摘発し消滅させる通達」を発した。この引用は、この中の一文である。企業のみならず政府機関、共産党やそれを支える中国共産党青年団、婦女連合会などのような団体が、政府の法を平然と破って隠し金庫をもつという情況になっていた。

隠し金庫の清算に当り、正常な金庫とそうでないものとは次のようになっている。政府各機関、団体、企業、非営利事業体が正常な収入として、別個の帳簿をもちうる項目は、党費、団体会員費、労働組合費、原稿料の留保分、職員互助会費だけである。隠し財源として大きいのは、各单位の営利収入や政府から下給された事業費の留保項である。本通達は、1989年12月15日までに、本来の会計規則に基づいて処理するよう命令している。

我々の関心はこの隠し財源の規模とそれが投資と消費（とりわけ各企業、団体、機関の公共消費）を増加させるのにどのくらい働いたかという点である。その数量は推計資料がみあたらない。

(2) 企業事業団体、機関資金の私人名義による預金

これも、自己資金調達の一つの方法である。同一企業内の職員名やその職員の親戚縁者、友人の個人名義にして預け入れ、政府銀行の監督の目を免れるやり方である。

山西省忻州專区の貯蓄所の具体的な例を紹介する⁽¹⁵⁾。直接的、間接的の2つの形式があるという。直接的方法は、企業、団体、政府機関の各单位が個人名義にし、当該地か地域外の貯蓄所に預金する。後者は、当該単位が口座を「転帳」（転換口座——内容不明）かチェックにかえ、これを銀行口座から貯蓄所に移してしまうやり方。筆者は今のところこの方法は十分理解できない。銀行配下の末端貯蓄所の機能と制度、口座はどのレベルで持ちうるのかなどを理解できないと、わからない。この資料の著者によると、直接的方法がほぼ90.2%を占めているという。

この要因は、企業、団体、政府機関が引締め政策により資金不足となり、政府専門銀行の管理におかれないと資金作りの動機にあるという。1つは、貯

貯蓄所に移しかえ監督の目から免れる。貯蓄所は専門銀行の預金吸収の任務を帯びているが、預金者と一体となり、預金者の利益保護に行動しているらしい。何故このようなことができるかは貯蓄所の機能、会計原則を知る必要がある。企業、団体、政府機関が銀行から現金を引出す際の銀行管理がきわめて厳しい。200元以上の引出しには銀行の審査部が審査する。このため、企業、団体、政府機関は、できるだけ多くの資金を流動性が高いまま保持したいという願望から、大口を貯蓄所に預け入れる行動に出ているためだとう。

運転資金が引締めで不足しているから、各企業、団体、政府機関とも、現金決済を求めるようになり、現金支払いでは、割引きを行っている。こうすることで、銀行管理から離れれば、脱税がより多く可能となり、従業員の福祉に回しうる利益が得られる。

以上のメカニズムは、資金の不足下で、統制経済と商品経済とのせめぎ合いといえよう。統制でしめればしめるだけ、逆に政府銀行の監督外に循環する資金流動をふやしていく可能性が大きいといえよう。

この方法による公的預金の個人名義預金化は、あるサンプル調査によると、公的預金総額の10%に達するという⁽¹⁶⁾。1989年9月末の各種公的預金残高は3741億であるから、かりにこの数値が正しいとすれば、実に374億元が個人名義化しているわけである。個人預金の利子に対する税金はかかるないため、税務署のチェックからまぬがれる。政府機関、企業、団体が丸ごと一丸となって、隠し財源作りに励むという社会組織の行動様式がよみとれる。

(3) 三角債問題

1988年9月から、経済過熱を冷やすために強力な引締め政策を採用し始めた。運転資金の不足から、大部分の企業が債務不履行に陥って今日にいたっている。債務不履行はもともと存在した。引締め政策は一層この情況を加速させた。ここで発生したのが、三角債問題である。A、B、Cという3企業

が互いに債権と債務をもち合った場合、三者が協議して、相殺し合う方法である。その分、既存の政府銀行監督下の資金循環からはずれた場外現物市場の形成となろう。このような土壌があれば、商業割引手形の発生は必然化しよう。

三角債の額は工商銀行分だけで、1989年3月末で、743億元にのぼる⁽¹⁷⁾。その他の3専門銀行を合計すれば、1500億を下らないかもしれない。

政府銀行は三角債問題を解決するために、1989年秋から本格的に取り組み始めた。その方法は4つ⁽¹⁸⁾。第1は、銀行系統内で、行政区画を越えた省、市で処理する方法。全額清算を目指すが、差額についてはコール資金を融資して処理する。ここにコール資金利子の問題が新たに発生しよう。第2の方法は、配下の地域内で関係企業を集めて、銀行が仲介して処理する方法。第3は、特定の財について複数の銀行が関連企業を招集し、処理する方法。実際に行なったものとして、輸入食糧関連企業の三角債処理がある。人民銀行、工商銀行、中国銀行の三行が共同して行なった。第4の方法は、広域の省を越えた経済区域内で、銀行系統を越えて行うもので、業界も越える。この方法が進行すると、従来の行政区画の横割と産業部門別と銀行別の縦割りを越えて、資金処理が可能となる機会が生れるかもしれない。

いずれにしても、三角債問題は既存の行政区域割りを越えた金融の市場化を促進するかもしれない。

(4) 非貨幣金券の流通

1950年代から、相当的な物資不足から多くの配給券が発行されてきた。消費財では、食糧配給切符、綿布配給券、お茶などの工業券などである。食糧配給切符は全国で通用するものから、省級行政区域内通用のもの、さらに1つの企業内通用のものがあった。1企業内のものは、当該従業員以外の者がそこに入り込んでそこの食堂を利用させないためである。生産財については、毎年の計画会議で年間に割当てられる鋼材やセメントの購入証明書がある。このような‘非金券有価証券’は法により流通が禁止されてきた。‘非金

券有価証券’は現金と異なり、人格がくっついていた。それにより消費と需要の調整を行ってきた。

‘非金券有価証券’は統制経済下で、政府の財の分配を行う最も基本的な用具であり、物価統制を貫徹する手段であった。したがって政府公定価格を維持する制度であった。それが、各種統制消費財のみならず、生産財についても市場が開設されたために、それぞれの財に多重価格が発生し、‘非金券有価証券’にプレミアムがついて流通し始めた。たとえば、お茶の配給券を受けられなかった農民たちは、都市に出て来てこれを取得し、都市で配給品銘柄の茶を購入し、田舎へ運んで販売するなどの例である。

この‘非金券有価証券’流通は違法行為であるため、地下経済の部類に入り政府統計には出ない。また資料も不十分である。しかし、断片的に伝える資料がある。最も普遍的な食糧配給切符につき、その流通市場をかいまみることができる。次に紹介しよう。

食糧配給切符の有価証券化の経済土壤は次のようなものである。都市戸籍保有者にのみ配給切符は給付される。彼等は安価な公定価格による配給食糧が購入できる。この人口は全国で2億2000万人。1988年段階で、配給小麦粉公定価格1kg 0.36元、米0.32元であった。ところが都市自由市場では、そのほぼ5倍。そこで次のことが発生する。都市戸籍をもたない都市居住者は、食糧配符を購入し、その切符で公定価格の食糧を買いとる。都市では、1970年代の後半から雑穀の配給切符から余り始めた。1988年末、使用されず蓄積した切符が2500万トン分、都市戸籍者1人当たり、100kgに相当するという。彼等が配給切符の供給者である。需要者は誰か。第1グループは、1980年頃から流入している流民といわれる農民、1984年10月から県首都以下の小都市に戸籍を移してよいことになったが、このグループには配給切符は与えられない。両者については色々な推計があるが9000万人前後とみられる。第2の需要者は食糧を原料とする諸産業、たとえば、醸造業者や食品加工工業者、第3は山区辺境の貧困農民が所得がふえるにともない、雑穀などから米、小麦粉へ移行し、これを購入する。

ここに立派な食糧配給切符の有価証券化が発生する土壤が生れる。一論者は次のように報告している。

「もし、我々が食糧配給切符の有価証券化とその流通を黙認し続けるならば、多くの人々が無視している問題すなわち、政府が100億元の人民元をより多く発行したことにより、インフレをさらに加速させることになり、どの民にも影響を与えるインフレの潜在的要素をひとつ多くしたことになる」⁽¹⁹⁾

食糧配給切符の例で説明したが、多重価格が存在し、需給のアンバランスが存在するところでは、必ず切符が準現金化または有価証券化する。

(5) ‘白条’問題

‘白条’とは、商品は受けとるが、現金不足で支払えないでの、購入者が販売者に渡した支払い日明記の念書である。一種の初步的約束手形ともいえようか。

1980年代中頃から、政府の農産物買上げにしばしばこの念書が登場し始めた。期間では短いもので10数日のもの、ところによっては支払いが半年後というものさえある。1988年は特に深刻であった。

先述したように政府は都市戸籍保有者にはきわめて安い公定価格で食糧を供給している。米を例にとると、1988年粗付1kg 0.42元で農民から買い上げ、それを保管、運搬、加工すると、精米1kgのコストは、1.4～1.8元かかるが、都市戸籍保有者には0.4元で供給している⁽²⁰⁾。都市戸籍者にこれだけ手厚い保護を与えながら、農民に対しては買付け代金さえ払えない状況となつた。

この最も大きい原因は銀行改革による。1984年以後、人民銀行は専門銀行の資金に全面的に責任をもたなくなり、専門銀行は企業資金に全責任をもたなくなりました。この結果、商業へ向かう金、とりわけ食糧企業へは十分な資金が流れなくなったという。企業は食糧買付け資金を他方面に用いることも発生するようになった。

金融問題で重要なことは、農産物買付け資金が他の方面に流れ始めた要因分析と農民側に渡された支払い念書の動きである。前者については銀行や企業の収益性を求めた営業行動分析が必要であるが、ここでは言及する余裕がない。後者の‘白条子’の行方は、各地で初步的な手形割引市場のような‘白条子’割引交換が行われるようになった⁽²¹⁾。湖北省洪湖市監利県の例では、390元の念書が330元で交換されたという。大体100元が75～80元で割引かれているという。農民にとってみれば、生活、営農資金の手当のためには、やむにやまれず出た行動であるが、この一種の手形割引市場を農民が今後どのような金融行動をとるか注目してよい現象である。割引率は、農村信用合作社や先に第2節2で述べた農村の各種金融組織、さらには次で述べる農村高利貸の利率とどのように関係しているか、調査資料が待たれる。

(6) 農村高利貸

農村高利貸問題は、その組織については第2節の2で述べた。また利子率については第4節で述べる。ここでは、高利貸を発生させる経済的背景について言及しよう。

1980年代のごく初期から出はじめた。その要因は4つ、1つは‘個人農制’へと転化し、政府が1979年から農産買上げ価格を大幅に引き上げ、農村が豊かになったこと。2つめは、1984、85年から町村企業が急速に発展し、その資金需要とりわけ運転資金需要が大きくなったこと。3つめは、1985年から主要農産物を除いて政府統制が撤廃され、その流通を握る業者からの資金需要が増加したこと。4つめは、既存の農業銀行と信用合作社がこれらの資金需要の変化に対応できなかったことである。特に、4つめの制度的理由は大きい。統制経済の末端が自由経済によって洗われ、その陣地を次第に奪われてゆく過程が実態であった。1資料は次のようにいう。

「農民や資金的に豊富になった個人営業者は現行の政府の金融政策を信用していない。その理由は主に、政府の農村金融政策は管理が厳しそうだ。マクロコントロールをやるのに、まず農村から締める。その上に各種の不

合理的な負担を押しつける。例えば、信用合作社の預金は農業銀行への預金に転換される、準備金・特別預金として上に吸い上げられる、各種の名目の都市建設債権の購入を押しつけられる。このため、農村信用社や農業銀行に上からの指示があれば金融の流れは凍結され、農民や個人業者が預けた金は自由に引出すことができなくなる。それで、彼等はきっぱりと預けなくなつた。預け入れてある預金も、何とかして引出している……」⁽²²⁾

この引用の内容は具体的には次のようになっている⁽²³⁾。信用合作社の監督銀行である農業銀行に、準備金として預金の30%，信用合作社自体が支払準備金として15%留保しなければならない。したがって、信用合作社が貸し出せる額はほぼ50%にすぎない。この上に、各種の特別任務が下りてくる。つまり、政府が農村から資金を吸い上げる機構が働いているところに、高利貸を発生させる要因が存在する。

そこで、農村に通貨がだぶついているのか否か。これについては2つの見解がある。通貨を現金とみた場合、ほぼ65～70%が農村に流通しているとする見方⁽²⁴⁾。他の1つは、通貨を現金と預金額（ただし、当座預金と定期の区別は不明）との合計とした場合、1985年第2四半期では農村通貨量は全国の20.4%とする見解⁽²⁵⁾。だから、農村では資金が不足し、高利貸利潤は著しく高くなっていると主張している。もっとも、前者も農村の資金は潤沢であるとはいっていない。政府の農村金融統制の不合理さが高利貸を生んでいると述べている。

2. 正規の金融市场形成

1979年以後、政府は勤労者に対し、所得分配面で大幅な譲歩を行ってきた。これが銀行への個人預金の急増をもたらしたのみならず、金融改革にもなって、国債のみならず、金融債、社債が発行され始めた。これが金融市场形成の背景である。

政府は金融制度の改革実験都市として次の27都市と広東省（これは改革実

験省)を指定した。石家莊, 潘陽, 大連, 丹東, 長春, ハルビン, 南京, 常州, 蘇州, 無錫, 寧波, 温州, 杭州, 福州, 瀋坊, 青島, 武漢, 沙市, 広州, 重慶, 成都, 宝鶏, 西安, 蘭州, 北京, 上海である。

(1) 短期金融市場

短期金融市場は1986年の後半から各地で設立され始めた。列挙すると次のとおりである。

日付は『人民日報』の報道日が開設日である。

1986年8月6日 潘陽市(『人民日報』1986年8月6日)

1986年9月14日 上海市(『人民日報』1986年9月14日) 農業銀行と工商銀行

1986年10月10日 長江流域経済圏(『人民日報』1986年10月10日) これは上海経済圏から武漢, 南京まで包摂する。

1986年10月12日 広州 金融同業者間の短期市場(『人民日報』1986年10月13日)

1986年10月14日 杭州 金融同業者間の短期市場(『人民日報』1986年10月16日)

1986年10月24日 太原 金融同業者間の短期市場(『人民日報』1986年10月24日)

1986年10月26日 北京, 天津, 上海経済区(安徽, 福建, 江蘇, 江西, 浙江, 上海市)の8省市の金融市場, 工商銀行(『人民日報』1986年10月26日)

1986年11月12日 黒竜江省 農業銀行系の短期市場(『人民日報』1986年11月14日)

1986年11月3日 安徽省北部地区(『人民日報』1986年11月3日)

1986年11月17日 環渤海地域 工商銀行金融市場(『人民日報』1986年11月17日)

1986年11月25日 湖南4都市金融市場(『人民日報』1986年11月25日)

1987年2月15日 アモイ、滄州、泉州3市の金融連合体（『新華社』1987年2月15日）

1985年以後、福建省 短期金融市場（『中国新聞社』1987年8月1日）

1987年1月 北京市 紅橋地区金融市場（『新華社』1987年1月3日）

1987年7月 天津市金融市場（『新華社』1987年7月23日）

1986年11月 武漢市 金融資金市場（『新華社』1986年11月30日）

1986年 四川省 工商銀行 雲南、貴州、広西、甘肅、湖南5省・自治区
のコール取引市場（『新華社』1987年2月14日）

などである。

短期金融市場には、金融機関相互間のコール市場、商業手形割引市場、企業短期債券市場、金融債券市場などがある。

コール市場は、1986年1月に公布された『銀行管理暫行条例』で次のように規定された。「専業銀行間での資金のコール取引ができる」「専門銀行相互で行われるコール取引の利率はコールの出し手と取り手双方の協議で決める」。現在までに、金融機関相互のコール取引が全国各地で行われるようになった。

その主なものは、武漢を中心とした7計画権限都市のコール市場、上海市を中心とした上海経済区の12市場、瀋陽中部の7都市市場、河南省開封市を中心とした12都市のコールである。

その形式はこれらの中心都市および地方の中心都市で同一行政区域内の人民銀行が代表者になって、専業銀行支店間の資金融通を行うものである。一部の都市では、専門銀行の末端営業者や農村、都市の信用合作社、信託投資公司などが参加する例がみられる。

コールレートは、年利6.24%を中心に小幅に変動する程度である。

商業手形割引市場は、すでに上海で1982年から部分的に始まった。従来、国営銀行は商業手形割引はいっさい行っていなかった。82年12月、人民銀行は商業手形割引に関する規則を定めた。全国の中心都市に拡がるのは85年の4月以降である。86年からは専門銀行が割引いた手形に対する人民銀行

の再割引業務が正式に始まった。87年11月からは、日本の手形売買市場のように、銀行が振り出した手形を売買することが試みられるようになった。これは実質的な手形売買市場である。

(2) 株式・債権市場

もともと農村の町村企業が資金調達のために、株式発行（実際には確定利付社債）を行ったのが最初である。国営部門では、北京の天橋百貨店が公募式で株式発行した。これが1984年7月である。85年になると、上海の30万トンエチレンプラント工場の社債が発行された。87年には政府の重点プロジェクトの資金調達のために、重点建設債券が発行された。多くの場合は、企業、非営利事業体、機関、団体向けが主で、個人用には自社内従業員向けが多い。一般公開は限られている町村企業の場合はほとんど、自社従業員購入である。

金融債は、1985年7月、工商銀行と農業銀行が発行した。1987年には、専門4行がすべて発行した。いずれも個人向けで、だぶついている家計部門の資金の吸収と政府部門の資金不足を解消するためである。

国債の方は、1981年に発行が再開され、当初10年もの、85年からは、5年期間国債、88年には3年償還ものが発行されるようになった。このように、各種証券は、1987年末に641億元、89年末には1000億元に達している。これをどのようにうまく循環させるかが証券流通市場の最大の任務となっている。

(3) 外貨市場

外貨交換が報じられるようになったのも、1986年からである。86年1月に広州で始まった。中国銀行が介在して行ったのが最初である。外貨の‘違法’保有は1970年代末には見逃せないほどになっていた。これを防ぐために、1980年外貨兌換券が発行されるようになった。しかし、外貨兌換券が庶民の間で、また企業、政府内部ですら不法に保有交換されるようになったのは周

知の事実である。経済改革のなかで、輸出製品企業や地方政府に外貨留保権が与えられた。これにともない、これらの企業や地方政府は外貨を当面未使用のまま、保有退蔵することになる。外貨の交換が迫られるのはこのような背景からである。

1986年10月11日の「外国企業投資奨励に関する国務院の規定」で、外資系企業が外貨の過不足を相互に調整できるように規定した。これはそれまでのブラックマーケットを表に出し、政府の管理下におくことが主要目的であった。

北京では中国銀行（外為取扱い銀行）が公けに外貨売買を調整したのが同年11月、上海市でも同様である。湖北では10月にすでに動き始めた。

かくして成立したのが外貨調整センターである。ここで取引できるのは、外資系企業と国営企業、集団企業で、当然ながら個人は排除されている。

1989年5月段階で全国に37カ所が設立された。

以上、金融市場形成の動きを素描したが、いずれも、経済改革による経済実態が先行し、それを追認せざるをえない形で、金融市場が開設されてきたことが重要である。上からあるデザインがあって順序よく一步一步できあがるというものではなかった。貨幣経済の浸透がもたらした必然的な帰結であるかもしれない。

第4節 金利問題

1. 金利決定メカニズム

日本の金利決定機関は日本銀行と大蔵省にある。日銀政策委員会が大蔵省との協議の上、日本銀行から市中銀行への貸出し金利である公定歩合が決定される。公定歩合決定後、大蔵省は日銀政策委員会の諮問機関である金利調整審議会に諮問した上で、郵便貯金以外の金利を決定する。郵便貯金の金利

は、郵政省が郵政審議会に諮問して決定する。市中の金利機関が自由に金利を決定することはない。ただし、サラ金などの民間金融機関は別である。公定歩合決定後の市中銀行の預金金利は、公定歩合4%台までは、市中銀行預金金利の上げ幅は同率とする、5%以上の場合は、公定歩合の上げ幅の半分にするという計算方式が採用されている。

貸付金利の方も同様に、大蔵省日銀が決定権をもつ。

中国の方は、中央銀行である中国人民銀行が決定し、国務院が批准して、実行に移される。しかし、経済改革の過程で、各金融機関が利子率を決定する範囲が少しずつふえてきた。現実はさらに先行していく、利子率決定が統一されていなかった。次のような資料がある。

「利子率が統一されていない。一部の非金融機関が政府の政策と貸付原則に反して随意に利子率を決めている。専門銀行が吸収した預金を貸出す際の利率も統一されていない。しばしばむやみに預金を獲得し、融資を行うという不正常な情況が存在している」⁽²⁶⁾

この報告は1981年12月9日に出されたものである。専門銀行が設立されてまだ日が浅い時期である。経済改革が本格化していない時である。その時期にすでに、非金融機関が政府決定利子率外で、金融事業を行っていたことは注目に値する。1970年代から非公然で行われていたのかもしれない。また、政府の専門銀行ですら、融資金利が一部自由に行われていたことが知られる。

このような情況を、同報告は次のように規定した。

「利子率は統一管理する。国務院の規定により、利子率は中国人民銀行が集中して管理する。非金融部門はいっさい利子率を自分で決定してはならない。国務院が批准した財政資金使用から融資にかえた融資利子率及び中国人民銀行が権利を与えた場合をのぞき、各専門銀行与其他の金融機関はいっさい、国務院が批准した統一利子率を執行し、勝手に利子率を決めてはならない。中国人民銀行は国務院が批准した幅の中で、各々の利率を確定すること」⁽²⁷⁾

そこで、経済改革の過程で人民銀行は利子率決定権をいくつか、下部に下ろした。

- ① 1981年 中国銀行に外貨預金と外貨による融資の利子率決定権を付与⁽²⁸⁾。
- ② 1981年 信託投資公司が吸収した資金を融資や投資に用いる場合の利子率は、各省、直轄市、自治区の人民銀行分行が本行が決定した利率の20%以内で変更を認める権限をもつ。
- ③ 1982年 中国農業銀行が浙江省の4県8末端供銷社に対し、流動資金の融資利子率を15～20%の範囲で変動させる権限を与える⁽²⁹⁾。
- ④ 1983年 人民銀行、農業銀行が農業融資について、変動利子をつけることを承認。20%以内⁽³⁰⁾。
- ⑤ 1986年 金融機関間のコール取引は自由金利に。
- ⑥ 1987年 すべての流動資金貸出し金利に対し、上限20%までの変動権限が専門銀行に与えられた。
- ⑦ 1987年 浙江省温州市、深圳經濟特区の人民銀行分・支行に一部の金利管理権が与えられた⁽³¹⁾。

このような利子統一管理に対し、根強い反対論がある。その一例を紹介する。石雷は次のように主張する⁽³²⁾。

- ① 中央銀行は基準利子率のみを決め、各専門銀行が各行の判断で融資利子率を決定する。この基準利子率は中央銀行の専門銀行への融資利子率とする。各専門銀行が決定する独自利子率は、中央銀行に報告するのみで、批准を必要としないようにする。
- ② 農村信用合作社は預金、貸付利子とも独自で決定する。農業銀行は政策的誘導はするが、行政的な干渉は行わない。
- ③ 民間金融、利子率は相互協議で決め、市場にまかせる。行政的に打撃を与える政策をとってはならない。
- ④ 債権利子と債権市場価格、外貨売買価格も市場での協議で決めるようにする。現行の中央銀行が審査して決定する方法を改める。

石雷氏は専門銀行の預金利子の決定機関については述べていない。貸付利子が決まればほぼ40%安く預金利子を決めると考えているようである。彼の考えは、現行の日本の金融制度より、自由化された構想である。経済全体がバラバラになっている以上、何らかの方法で統一する必要がある。その際、金融用具が最も重要な働きをする。石雷氏の主張ほど自由化されたら、発展段階が低い情況とあの広大な国でうまくいくとは思えない。

2. 利子の形態と預金、貸付利子の特徴

資本主義経済と異なり、いくつか特徴がある。

①単利であって複利でない。いつごろからどのような理由でこうなったか調べていない。金が錢を生むことは労働価値説に立脚すれば承認できない事柄だという理由か否かわからない。文化大革命中は利子は最低に抑えられた。これはあるいはこの理論の政策的反映かもしれない。

国際経済に入っていけば複利制度の拒否はいつまでも続けられない。1984年から、外資企業に対する人民元固定資産融資を複利に改めた⁽³³⁾。それ以前は、外貨による融資は複利、人民元による融資は単利という2本立てであった。その後、複利制は普及していない。

②預金と設備投資融資には、期間別の利子格差は存在するが、流動資金融資については期間の長短に対し、利子の差はない。まさに社会主義でtime is moneyが成立していない。経済改革の過程ではいずれ、流動資金融資にも期間による利子率差があらわれよう。

③1980年代は実に6回の大幅な利子率改定があった。したがって、定期預金が満期以前に高目に改定された場合にどう処理するか。改定時以後に新利子率を適用する方法をとっている。したがって、日本のようなやり方ではない。

④利子が発生する預金について

この点についても、多くの改革がなされてきた。以下に、新規に利子がつ

くようになった預金類を列挙しよう。

○1980年1月、人民保険公司の銀行預け入れ金には利子をつける。1企業とみなすから⁽³⁴⁾。利子率年利3.24%。銀行間の資金往来について利子をつける⁽³⁵⁾。1980年から。年利3.24%。人民銀行の信託部と人民銀行との資金往来にも同率の利子がつく。

○人民銀行支店のみがある地域の農業信用合作社との資金往来、利子がつく。83年から年4.32%。

○労働組合が預け入れる金について、1982年5月1日から、預金利子をつける⁽³⁶⁾。労働組合が経営する事業単位の預金も含む。ただし、労働組合の療養所の経費は政府予算により補助されている。この部分については利子がつかない。金に色をつけている。

○企業が銀行に設けた補助口座には、1982年3月21日から利子をつける⁽³⁷⁾。この補助口座なるものは今のところ不明。

○1979～80年、「企業専用基金預金と企業主管部門の預金に利子をつけることを回復させた」⁽³⁸⁾。1980年8月30日の人民銀行の通知によれば、企業の専用基金口座と主管部門の預貯金へは9月1日から年率1.8%の利子をつける⁽³⁹⁾。回復とあるから、60年代までのある時期まではこれがあったと思われる。

○現行(1988年現在)、政府機関、団体、軍隊の預貯金には利子がつかない⁽⁴⁰⁾。石雷氏はこれを改めよと述べているが、先述した1980年8月30日の人民銀行通達には、主管官庁の預金には利子がつくとある。さらに、団体の中、労働組合の預金にも利子がつくことになった。さすれば、企業主管官庁以外の政府機関を指すか。また、共産党など政治団体、共青団、婦女連合会などの団体の預金には利子がつかず、組合だけにつくのか。軍隊の中で経営されている企業資金が預けられた場合はどうなるのか……。疑問の点はいくつもある。

○他に、企業や地方政府の予算外資金の預金はどうなるのか。先に企業の専用基金については利子がつくことは紹介した。その予算外資金を預けた場合

どうなるのか。

いくつかの疑問は残るが、銀行間の預け入れの場合や、企業の専用基金や主管官庁の預金に利子がつくことで、保有者を区別して利子をつけるという、金に人格をつけるやり方が少しづつ薄くなっていることがわかる。

⑤貸付に担保がない。

金利水準を国際的に比較することが意味があるか否かわからないが、貸付金融商品には担保制が存在していないことをまず考慮しておく必要がある。担保をとり、広域間で金の動きができるようになったことは、資本主義を発展させる鍵であった。

旧中国では担保は必要欠くべからざるものであったから、社会主义理論からこれをとらなくなったと思われる。また、そうなる条件が存在する。実は、貸付けの相手が国営か集団所有の経営主体に対してであり、一応倒産の必要がなかった。この条件は1982、83年頃から大きく変化している。農村、都市に個人営業者がどんどん出ている。

⑥消費者への融資の未発展

これには3つ理由がある。1つは生産者としての個人営業者がほとんど存在しなかったという社会的条件と2つめは社会福祉がきわめて厚かったことによる。農村では人民公社により、五保戸制があった。基幹労働力がない家庭に対しては、食糧、燃料、教育費、住居、葬儀代まで保障された。都市では、国営、集団経営を問わず、ほぼ勤務先が面倒をみてくれた。

3つめの理由は国民経済の中で、資金量が相対的に不足していることである。日本経済の中でも銀行や郵便貯蓄が消費者融資に回るようになったのはごく最近のことである。1950年代から60年代にかけてである。それまでは、金融機関全体がいかに産業資金や軍事資金を調達するかに向けられていた。このため、消費者は庶民金融に依存するしかなかった。無尽や頼母子講、質の制度が根強く存在したのはこのためである。

中国では農村人民公社の崩壊と都市の個人業者の成長が、この種の民間金融を必然的に発展させるであろう。日本の無尽や頼母子講の歴史経験では、

流通の商人が消費者過程の緊急時に需要が発生し、生産過程への融資は利子が高すぎるために、ほとんどなされなかった。中国の場合でも、消費者金融は緊急時融資が主体と思われる。

ただし、国営銀行の消費者融資が存在しないかといえば、そうではない。1つだけ資料がみつかった。人民銀行が黒龍江省分行にあてた小額融資についての指示である⁽⁴¹⁾。これは定期預金をもっている者（企業などを含む）に対し、5年を最高限度として小額の融資を行うというものである。利子は定期預金の10%高く設定する。ただし、国内旅行用や結婚、葬式の派手なものに対しては融資を禁じている。1982年5月の指示である。

3. 金利水準とその特徴

(1) 全体の金利水準を決定する要因

この点は最も重要な問題であるが、現在全面的に議論ができる準備がない。そこで、分析のために考慮しなければならない点のみを述べておく。

第1は、国際経済に巻き込まれることにより、国際的な金利水準の国内への影響である。中国が取得している外国の公的援助の利子率は低利であるが、外国の中国への直接投資を行っている企業者の利子率水準と、中国が外国で起債して資金を調達した際の利子率水準は比較的高いはずである。これが国内の利子水準にどういう影響を与えているか。

第2は、国内の高利貸資金である。とりわけ、農村に多い。その水準は、年に36%、48%、60%、さらに高いものがある。通常、24%、36%が多い。政府は、民間高利貸金融を制度として認めていないので、一応はその普及を抑えているが、趨勢は農村を中心に広がりつつある。その理由は、需給関係から当然である。すでに述べたように、農村の金は信用合作社を通して、都市に吸い上げられ、一貫して供給が逼迫してきたからである。一部の論者の中には、農村信用合作社の預金利子を自由化せよ、または市場金利に近づけよと主張している。これはこのような需給関係の背景があるからである。

日本でも韓国でも長期にわたって政府管轄下の金融、市中銀行の預金、融資と庶民金融との間に二重の金利構造が存在してきた。理論的に考えれば、金利の高い方へ預金・融資は流れるはずであるが、短期間にはそうならなかった。制度的規制が日本よりはるかに強い中国では、人民銀行の利子率決定に影響を与えるとは思えないが、広がりの程度によっては、地域間で影響があることを分析する必要があろう。

第3は、現在、公社債、金融債、株式などが1000億元に達している。これらの利回りと預金・融資の利子がどのような関係にあるかを分析する必要がある。とりわけ、1985年、87～89年のような物価上昇と長期証券利子との間には多くの矛盾が発生している。

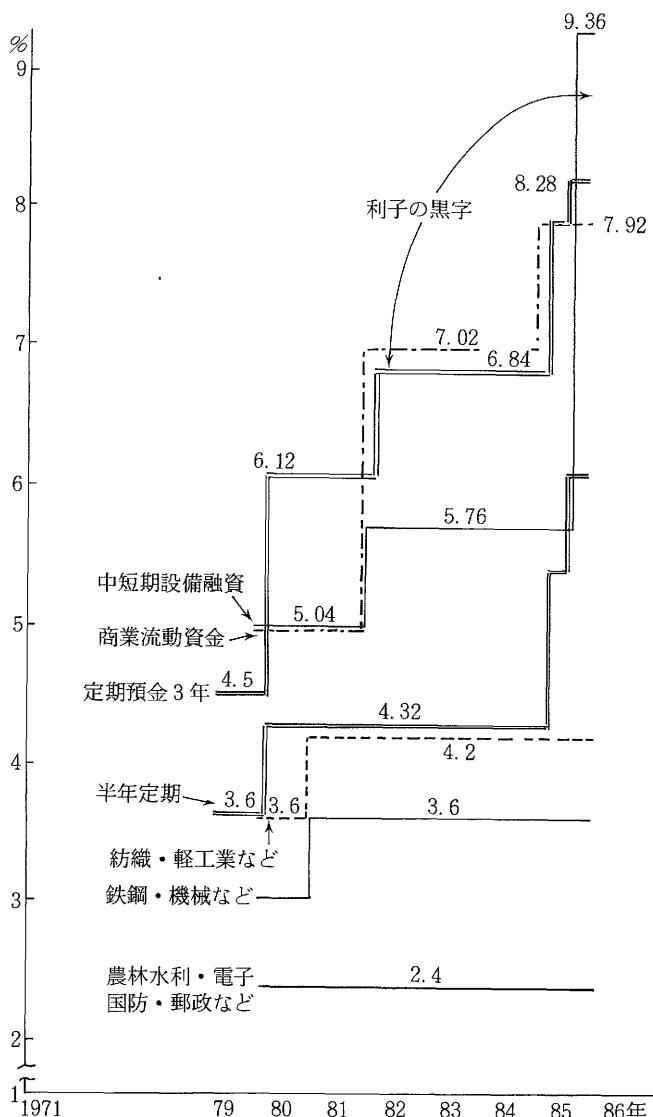
(2) 1980年初期の特徴

第1、預金金利と貸付金利

資本主義国では一般に40%以上の金利差が普通である。しかし中国ではしばしば、預金金利が貸付金利より高いことが発生している。銀行の差ザヤである。若干の比較を行おう。

第6図は1979年から85年末までの預金利子と貸付利子との差を描いた。預金構成は当座預金2、定期預金8の割合である。当座預金の方は1979年4月1日から80年3月31日まで年利2.16%，それ以後、1985年末まで年利2.88%である。したがって、貸出し金利の中で最も低い農業関係、電子工業、国防工業、食糧企業などの設備投資融資の利子率と同じである。一括預入れ・一括払い戻し預金の半年ものより低い融資利子率は、重工業関係の鉄鋼、機械工業などと農林関係電子工業、国防工業などへの融資である。図に描いた3年もの定期預金の利子率は1981年まではいずれの融資利子率よりも高く、1982年から流動資金融資利子率のみがこれを上回るようになった。3～5年設備投資融資では1985年8月から3年もの定期利子率を凌駕した。1～3年ものの設備投資融資利子率は3～5年ものほとんど差がないので、設備投資融資と3年もの定期の利子率は、1985年7月末までは逆ザヤで

第6図 預金・貸付利子率の推移



(出所)『1986年 中国金融年鑑』より作成。

第5表 1980年代前半の設備投資融資利率（年利）

項 目	利 率	時 期	1980. 1/ 1	1982. 1/ 1	1985. 4/ 1	1985. 8/ 1
			1981. 12/ 31	1985. 3/ 31	1985. 7/ 31	1985年末
A 設備貸出	中短期	1年以下	5.04	5.04	5.04	7.92
		1~3年未満	5.04	5.76	5.76	8.64
		3~5年未満	5.04	6.48	6.48	9.36
		5年以上	—	—	7.2	10.08
B 財政資金による新規設備投資	紡織・軽工業・石油 化学・精油・鉄鋼・非 鉄金属・機械・自動 車・化学・電力・石 油開発・鉄道・航空		3.6	4.2	4.2	4.2
			3.0	3.6	3.6	3.6
	農林牧漁・水利・國 防・石炭・建材・郵政 通信・電子・食糧・エ ネルギー高消費製品 建設項目(エネルギー 逼迫地域)		2.4	2.4	2.4	2.4
	その他産業		12.0	12.0	12.0	12.0
C 農業開発	1年以下		5.04	5.04	5.76	5.76
	1~3年未満		5.76	5.76	6.48	6.48
	3~5年未満		6.48	6.48	7.2	7.2
	5年以上		9.2	9.2	7.92	7.92

(出所)『1986年 中国金融年鑑』より作成。

あったといえる。

このように、1980年代前半は銀行経営はきわめて非経営的な不合理性をもっていた。銀行経営が黒字になるには、当座預金をできるだけ多くとり入れ、流動資金融資をできるだけ多くすることであった。70年代までの銀行の融資が基本的にこの型であったから、80年代前半は古い型から脱皮する過程だったといえよう。

第2、融資における産業別選択

第6図で、産業別に3本の利子体系がある。1つは、紡織工業・軽工業、

2つめは鉄鋼業・機械工業、3つめは農林水利・電子工業・国防工業である。政策当局者の明確な政策意思が反映した利子率が決められている。これらは、政府財政資金による新規の設備投資につけられた利子率である。これをもう少し詳細に別掲したのが第5表である。

これでみると、軽工業関係と石油加工は利益が大きいので相対的に高い利子が設定されている。重工業に対し、ほぼ17%近く高い。それに対し、農林水産や食糧・石炭など利幅が低い産業には低利子である。また、エネルギーが一貫して不足しているため、エネルギーの多消費製品の建設プロジェクトにはきわめて高い利子が設定されている。

この表で、A項と農業開発のC項は、金融による融資、B項は財政資金である。財政資金を用いる場合は、相対的に低利（エネルギー多消費製品建設を除く）に設定されていることはうなづける。

重要な点はC項の農業開発である。どの国も農業開発は財政資金の出動が多く、純粹に銀行借款による農業開発はなじまない。何故なら、収益率が低いからである。日本の100年の歴史はこのことを鮮明に示している。経済改革期10年間に、農業投資はすべての分野で低迷したが、中国においても、農業の低収益性問題が底流にある。C項の利子率では借り手は民間ではほとんどなかったと思われる。

第3、設備投資と流動資金融資

流動資金融資には期限の設定がない。これが、設備投資融資が流動資金に回るという現象を発生させてきた。1985年8月以降、これが逆転する。このため、逆の現象が発生して今日に至っている。政府金融当局者の意図に反する資金循環の原因となっている。

第5節 経済主体間の金の流れ

これには3つの重要な検討すべき点がある。1つは都市と農村間の信用の

流れ、2つめは農村内部の流れ、3つめは都市内における流れである。ここでは準備の関係で第1・2の問題について述べる。

1. 都市農村間の資金の流れ

国家統計局が発表する金融統計は「政府銀行金融バランス表」と「農村信用合作社預金融資表」がある。これによって、都市・農村間の金融上の資金の流れを一覧表にした。

数字が2系列あるが、1979年末から85年までの方には、政府銀行の国営農場への融資残高が入っていない。82年から1989年9月末までの数字にはこれが入っている。都市・農村間の金融資金移動を考える場合には、前者の方がよい。中国政府は国営農場は農村の中に入れていない。ここで働く者は「職工」(勤労者)であって、農民ではない。1986年以降はこの定義を、金融上

第6表 政府銀行と農村間の金融資金移動

	政府銀行からの農村融資が農村から政府銀行への預金に占める比率	
1979	60.3 ^① %	
1980	66.1 ^①	
81	60.5 ^①	
82	56.1 ^①	64.4 ^②
83	50.9 ^①	59.1 ^②
84	83.4 ^①	98.8 ^②
85	78.4 ^⑤	92.7 ^②
86		101.9 ^②
87		109.5 ^②
88		121.6 ^②
89. 6月末		166.5 ^③
89. 9月末		144.9 ^④

(出所) ①『中国統計年鑑』1985年版、526ページ。

② 同上、1989年版、679ページ。

③『中国金融』1989年10号、47ページ。

④ 同上、1990年1月号、47ページ。

⑤『中国統計年鑑』1986年版、616ページ。

のみかえたらしい。

さて、1985年までは政府銀行の完全な吸い上げ超過である。1986、87年も同様と思われる。1988年から、農村への融資超過になったかもしれない。この年の政府銀行の対国営農場向け融資残高が出ないと判定ができない。1989年の6月末、9月末が、政府銀行の融資超過になっているのは、農産物買い上げ資金が農業銀行を通じて、農村信用合作社に融資されているからである。1989年の12月末になれば、政府銀行は随分回収するはずである。

この表から確実にいえることは、金融上の資金では、1987年まで、農村からの吸い上げであったこと。第2は、1970年代水準に比べると、吸い上げの情況は次第に改善されてきたという点である。

この点を、農村信用合作社と農村全体との金融バランスで確認しておこう。第7表は農村から農村信用合作社へ預けられた資金に対し、信用合作社が農村に融資した比率を示した。

第7表 農村信用合作社と農村との金融バランス

信用合作社の対農村融資が農村の信用合作社への預金に占める比率	
1979	22 % ^①
1980	30 ^②
81	30.2 ^①
82	31 ^①
83	33.6 ^①
84	56.7 ^①
85	55.2 ^⑤
86	
87	
88	64.9 ^③
89. 6月末	74 ^④
89. 9月末	73.2 ^②

(出所) ①『中国統計年鑑』1985年版、527ページ。

②『中国金融』1990年1月号、47ページ。

③ 同上、1989年4月号、45ページ。

④ 同上、1989年10月号、47ページ。

⑤ 同上、1986年4月号、45ページ。

一貫して100以下である。つまり、農村は信用合作社に預け入れた額だけ融資をうけていないことを示す。農村信用合作社は農業銀行の支配下におかれている。預金残高のある部分は農業銀行に預けなければならない。この制度的拘束こそ、農村から政府銀行が資金を金融的方法で吸い上げる保証である。

2. 農村内各経済主体と信用合作社との資金バランス

農村の経済主体分類は、集団経済、町村企業、農家となっている。町村企業の中には郷政府や鎮政府が経営する集団経済部分があるが、これはいずれも町村企業の方に一括して分類されているようだ。

第8表 農村信用合作社と農村3経済主体との金融バランス

	信用合作社の対 集団経済 融資 / 信用合作社預金	信用合作社の 町村企業 融資 / 企業の信 用合作社預金	信用合作社の 対農家 融資 / 農家の信 用合 作社預金
1979 ^①	22.9	64.5	13.9
1980 ^①	32.7	105.6	13.6
81 ^①	31.5	119.3	14.9
82 ^①	28.7	125.5	19.3
83 ^①	30.7	96.5	23.6
84 ^①	42.7	166	41
85 ^⑤	57.6	228	34.4
86			
87			
88 ^③	81.4	355.4	32.6
89. 6月末 ^④	118.8	472.5	38.3
89. 9月末 ^②	134	507	36.8

(出所) ①『中国統計年鑑』1985年版、527ページ。

②『中国金融』1990年1月号、47ページ。

③ 同上、1989年4月号、45ページ。

④ 同上、1989年10月号、47ページ。

⑤ 同上、1986年4月号、45ページ。

第8表に、信用合作社と農村内各経済主体との金融バランスを同様の方法で算出した。信用合作社と農村全体との金融バランスでは1988年まで一貫して信用合作社の吸い上げが続いている。先の農村から都市へという金融資金の流れを保証するものである。1989年の6月末、9月末の数値は季節性のものが強い。

信用合作社と町村企業とのバランスでは、1984年から町村企業の借り入れ超である。1984、85年から町村企業が急激に発展するが、その一要因になっている。先に、政府銀行から農村への融資は次第に多くなっていると述べたが、その一因は、町村企業への融資増による。農業に対する融資増である。

信用合作社と農家との金融バランスは1983年から信用合作社の融資が多くなっていることがわかる。これは主に制度変革による。すなわち、人民公社時代は信用合作社から個人農にはほとんど融資がなされなかった。1983年に人民公社が全面解体し、農村の主なる経済主体は一戸ごとの農家となった。したがって、融資対象の経済主体は集団経営から個人農家へという変化があった。しかしそれにしても信用合作社と農家との金融バランスは圧倒的に農家からの吸い上げになっている。この数値がもつ深刻な意味は、1983年以降農家が農業者となっており、ここに金が回らないということは農業直接生産過程に金が回らないことを意味している。

以上1. 2. から政府銀行は農村から一貫して資金を金融的に吸い上げてきた。ただし、近年、町村企業への融資が急増し、政府銀行からでもかなり、資金が動くようになった。農村内部資金は町村企業に集中され、農業直接生産には金が行かないという2点が判明した。

この要因を金融市場および町村企業、各種農業の收益率との関係で検討するのが次の課題である。

〔注〕

- (1) 「中華人民共和国銀行管理暫行条例」(『新華月報』1986年1号), 130~133ページ。
- (2) 謝平「我国儲蓄存款勢態和問題」(『中国金融』1989年9号), 17ページ。
- (3) 「建設銀行召開儲蓄存工作會議」(『中国金融』1989年9号), 19ページ。
- (4) 鄭岩「從金融業務交叉的利弊分析看整頓業務交叉的必要性」(『中国金融』1989年12号), 13ページ。
- (5) 余建棟「以五中全會精神為指針 切實加強金融機構管理」(『中国金融』1990年1号), 19ページ。
- (6) 同上。
- (7) 肖鋼他「今后信貸資金發展對策的初步思路」(『中国金融』1990年1号), 36ページ。
- (8) 路建祥「依靠農民資金的潛力解決農村生產資金問題」(『中国農業經濟問題』1986年12号), 48ページ。
- (9) 李超「怎樣看結農村資金供求矛盾」(『中国農村經濟』1986年4号), 50ページ。
- (10) 黃希源他「試論農村集資問題」(『農業經濟問題』1985年8号), 31ページ。
- (11) 郎煜他「經濟要整頓金融要降溫」(『中国金融』1990年1号), 21ページ。
- (12) 肖鋼他「今後信貸資金發展對策的初步思路」(『中国金融』1990年1号), 36ページ。
- (13) (9)に同じ。
- (14) 「國務院發出關於清理檢查‘小金庫’的通知」(『新華月報』1989年11号), 54ページ。
- (15) 趙保正他「‘公款私存’透析」(『中国金融』1990年1号), 31~32ページ。
- (16) (2)の18ページ。
- (17) 劉廷煥「發揮銀行中介作用協助企業清算拖欠」(『中国金融』1990年1号), 15ページ。
- (18) 本報評論員「札々実々把企業貸款清欠工作搞下去」(『中国金融』1990年1号), 13ページ。
- (19) 宋斌『人民日報』1989年11月29日。
- (20) 王相品他「‘白條子’現象淺議」(『中国金融』1989年12号), 35ページ。
- (21) 『農民日報』1989年2月4日, 1ページ。
- (22) 張出法「我国農村經濟在治理整頓中的對策研究」(『中国農村經濟』1989年5号), 6ページ。
- (23) 尹明「改進農村金融体制是搞活信用社的關鍵」(『中国農村經濟』1986年7号), 27ページ。
- (24) 張忠法『人民日報』1986年11月3日。

- (25) 周策群「全国農村貨幣流通討論会観点簡介」(『中国農村經濟』1986年5号), 62ページ。
- (26) 中国人民銀行計画司編『利率文件汇編』中国金融出版社, 1986年, 485ページ。
- (27) 同上, 487ページ。
- (28) 同上, 491ページ。
- (29) 同上, 632ページ。
- (30) 同上, 535ページ。
- (31) 『中国の資本市場』日中經濟協会, 1988年, 18ページ。
- (32) 石雷「利子率管理改革的設想」(『中国金融』1988年9号), 15~16ページ。
- (33) 中国人民銀行計画司編, 前掲書, 548ページ。
- (34) 同上, 442ページ。
- (35) 同上, 472, 476ページ。
- (36) 同上, 497ページ。
- (37) 同上, 496ページ。
- (38) 同上, 485ページ。
- (39) 同上, 465ページ。
- (40) 石雷, 前掲論文。
- (41) 中国人民銀行計画司編, 前掲書, 500ページ。